

山梨県商工業振興資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内商工業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図ることを目的とする。

(資金の種類及び目的)

第2条 資金の種類及び目的は、別表1に定めるとおりとする。

(県資金の貸付及び預託等)

第3条 県は、この要綱に基づき予算の範囲内において、山梨県信用保証協会（以下「協会」という。）に資金を貸し付けるものとし、その貸付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱、山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金及び預託金取扱要領及び山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく短期貸付方式による貸付金及び預託金取扱要領の定めるところによる。

2 協会は、前項に規定する貸付金を別表1に指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資対象)

第4条 資金の融資対象は、県内において1年以上事業所を有し、かつ、引き続き現在の事業を営む中小企業者及び中小企業等協同組合法並びに中小企業団体の組織に関する法律等に基づき設置された組合（以下「組合」という。）で中小企業信用保険法（昭和25年法律264号、以下「法」という。）に規定する特定事業を行うものであって、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業活性化支援資金（事業承継支援融資及び企業立地促進融資に限る）については別表1に定めるものを融資対象とする。

3 別表1の事業活性化支援資金（起業家支援融資及び新分野進出支援融資（融資対象欄に規定する5の要件に係るものに限る。））、経営安定資金（経済変動対策融資のうち東日本大震災復興関係及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資（融資対象欄に規定する4の要件に係るものに限る。）及び環境等対策資金（環境対策融資のうち産業廃棄物処理対策関係に限る。）については、事業実績が1年以上であることを要しないものとする。

4 次の各号の一に該当するものは対象とはできない。

ア 風俗営業（社会的に批判を受けるおそれのあるもの。）、公序良俗に反する行為又は違法行為を行っているもの。

イ 許可等を要する業種でこれを受けないで営業しているもの。

ウ 金融機関から取引停止処分を受けているもの。

エ 協会において、現在代位弁済を受けているもの。

オ 借入金の返済に充てるために融資を受けようとするもの。ただし、この制度要綱に基づき既に受けている借入金（以下、「既往融資」という。）を含む借換を行う場合を除く。

力 その他知事が適当でないと認めたもの。

(融資条件)

第5条 資金の融資条件は、別表1及び各資金の取扱要領の定めるところによる。

(同一融資の融資限度額)

第6条 別表1の融資限度額欄に別段の定めのない場合、既にいずれかの融資を受けているときの当該融資を受けることができる融資限度額は、当該融資限度額と既融資残高との差額とする。

(一企業融資最高限度額)

第7条 一企業が融資を受けることができる最高限度額は、60,000千円とする。（事業活性化支援資金の事業承継支援融資、新分野進出支援融資、成長やまなし応援融資及び企業立地促進融資、特定産業振興資金、経営安定資金の経済変動対策融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資並びに環境等対策資金については、別枠とする。）

(融資の申し込み)

第8条 融資を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、所定の借入申込書に別に定める書類を添付のうえ、関係機関を経由して、産業振興課に提出しなければならない。ただし、協会の保証を条件とする融資（以下「保証付き融資」という。）については、金融機関へ申し込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経済変動対策融資（協会の保証付きのものに限る。）については、関係機関所定の借入申込書により、金融機関へ申し込むものとする。
- 3 融資の申込金額は、千円単位とする。
- 4 融資申し込みの受付期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(施設・設備の融資対象)

第9条 施設・設備の融資の対象は、別表1の融資条件欄に別段の定めがある場合を除き土地取得のための資金は対象外とし、融資申込時において、着工前又は設置前のものであり、かつ、融資の決定がされた日の属する年度内に着手するものであること。

(利率)

第10条 利率は、協会の保証を条件としない場合、協会の保証付き融資について協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の対象となる場合（以下「責任共有」という。）及び協会が金融機関の融資額の全部を保証する場合（以下「全部保証」という。）に区分し、別表1のとおりとする。

(据置期間及び償還方法)

第11条 別表1の融資条件欄に規定する1年以内の据置期間は、貸付実行日から起算するものとす

る。償還方法は、元金均等割賦償還とし、割賦返済の細部については、金融機関の定めるところによる。

(融資の決定及び通知)

第 12 条 県は、第 8 条の規定による申込書を受理したときは、その内容を調査して融資の可否を決定し、申込者及び関係機関に通知するものとする。

2 保証付き融資については、前項にかかわらず、協会による保証の可否の決定をもって融資の可否の決定に代えるものとし、協会の保証決定通知をもって申込者及び金融機関への通知に代えるものとする。

(貸付け)

第 13 条 金融機関は、前条第 1 項の融資の決定がされた日又は同条第 2 項の保証の決定がされた日の属する年度の属する年度内に貸付を行うものとする。

(完成報告)

第 14 条 この資金の貸付を受けたもの（以下「借受者」という。）のうち、設備資金の借受者については、当該施設・設備の設置又は工事が完了したときは、別に定める完成報告書を関係機関経由で完了後 10 日以内に産業振興課に提出しなければならない。ただし、保証付き融資についての完成報告書については、協会へ提出するものとする。

(計画の変更)

第 15 条 設備資金の借受者は、借入申込書記載の設備の変更をしようとするとき又はその他重要な処分をしようとするときは、あらかじめ金融機関の意見を求めたうえで、県の承認を受けなければならない。

(報告及び調査)

第 16 条 県は、協会、金融機関及び借受者に対し、必要に応じ報告を求め又は提出書類の内容について調査することができる。

2 県は、協会に対して、保証付き融資について、随時検査を行い、報告を求め、又は決定に関する必要な指示をすることができる。

3 金融機関は、年度末融資残高を別紙様式により毎年 4 月末日までに報告するものとする。

4 申込中小企業者が中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に規定する特定中小企業者であつて、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が 1,250 万円以下であるとき又は保証期間が 1 年以内であるときはこの限りでない。

(繰上げ償還)

第 17 条 県は、金融機関及び借受者がこの要綱の規定に違反したときは、協会又は金融機関に指示

して預託金の引き上げ又は貸付金の繰上げ償還をさせることができる。

- 2 既往融資の借換を行う場合、貸付金を既往融資の返済に充てなければならない。

(借換の実施)

第 18 条 既往融資の借換は、別に定めるところにより行うことができる。

(融資条件の変更)

第 19 条 この要綱に定める融資に係る融資条件の変更については、融資を受けている者からの申し込みがあった場合、別に定めるところにより行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 10 年 6 月 1 日現在において連鎖倒産防止融資、不況業種対策融資及び特別経営支援融資の借受者については、第 11 条に規定する据置期間のほか新たに据置（以下「償還猶予」という。）期間を設定することができるものとする。
- 3 債還猶予期間は、猶予決定日から起算して、1 年以内とし、当該期間中に第 11 条に規定する据置期間が含まれる場合は、これを償還猶予期間とみなすものとする。
- 4 債還猶予を受けようとする者は、平成 10 年 6 月 1 日から平成 10 年 7 月 21 日までに融資実行金融機関に償還猶予の申請をしなければならない。
- 5 この附則の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和 62 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和 62 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和 62 年 10 月 8 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 年 7 月 11 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成4年11月2日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成4年11月16日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成5年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年4月12日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年7月3日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成8年11月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成9年3月3日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年6月5日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年8月2日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年12月3日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成12年8月1日から実施する。

2 改正後の要綱の規定は、平成12年8月1日以後に提出された融資の申し込みについて適用し、平成12年7月31日以前に提出された融資の申し込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、平成12年8月14日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年6月11日から実施する。

附 則

(融資条件の変更)

1 第5条（融資条件）及び第11条（据置期間及び償還方法）の規定にかかわらず、既に受けている融資にかかる条件変更の申し出があったものについては、別に定めるところにより、償還期間の延長及び償還猶予のいずれか、又はその双方を行うことができる。

2 この要綱の一部改正は、平成13年12月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年12月20日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年7月14日から実施する。

附 則

(同一融資の融資限度額の取扱い)

1 第7条における経営再生支援融資の限度額は、経営支援緊急融資C型の融資残高との差額、経済変動対策融資の限度額は、連鎖倒産防止融資、不況業種対策融資、経営安定化特別融資及び為替変動対策融資の融資残高との差額、新分野進出支援融資の限度額は、事業再編支援融資及び新事業開拓支援融資の融資残高との差額とみなす。

2 この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年1月30日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年12月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成19年7月2日から実施する。

2 改正後の要綱の規定は、平成19年7月2日以後の申し込みについて適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年8月7日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年1月11日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年2月26日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年10月31日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月27日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年6月5日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年10月13日から実施する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成21年12月4日から実施する。

2 改正後の要綱第18条の規定は、平成13年12月1日付け改正附則第1項の規定にかかわらず、平成21年12月4日以後の申し込みについて適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年2月15日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年2月17日から実施する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

2 改正後の別表1の規定は、平成23年4月1日以後に行われる中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく市町村長への認定申請について適用し、平成23年3月31日までに行われた中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく市町村長への認定申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月8日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年5月23日から実施し、改正後の要綱第16条第4項の規定は、平成23年6月1日以後の保証受付分について適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年7月12日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年9月20日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年2月26日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から実施する。

改正後の要綱の規定は、平成26年10月1日以後に提出された融資の申し込みについて適用し、平成26年9月30日以前に提出された融資の申し込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月27日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年11月6日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年7月10日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年3月2日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年3月13日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和2年7月6日から実施する。

2 改正後の要綱の規定は、令和2年7月6日以降の保証申込受付分から適用する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和3年2月1日から実施する。

2 改正後の要綱の規定は、令和3年2月1日以降の保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年3月4日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年9月8日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年1月10日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年1月25日から実施する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年3月15日から実施する。

別表 1

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
事業活性化支援資金	(事業促進融資) 法第2条第1項に規定する中小企業者 (小規模企業サポート融資) 法第2条第3項第1号から第6号に規定する小規模企業者で、別に定める要件を満たすもの (小規模企業強化融資) 法第2条第3項に規定する小規模企業者 (起業家支援融資) 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの 女性・若者・シニア支援枠 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの 移住者支援枠 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの (事業承継支援融資) 法第2条第1項に規定する中小企業者等であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく知事の認定を受けたもの 2 事業承継・引継ぎ支援センター又は専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行するもの 3 合併、営業譲渡又は株式取得により事業資産及び経営権を承継するもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 5,000万円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて5,000万円	2.2% 保証付 (責任共有2.1%)	設備資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。) 運転資金 5年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
		設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2,000万円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて2,000万円	全部保証1.7%	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。)	原則として無担保原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
		設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2,000万円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて2,000万円	1.8% 保証付 (責任共有1.7%)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
		設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会等の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 3,500万円 運転資金 3,500万円 1企業限度額 あわせて3,500万円	全部保証1.5% 全部保証1.3%	設備資金 10年以内 (1年以内(別に定める要件を満たす場合は3年以内)の据置を含む。)	担保は不要 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 別に定める要件を満たす場合は保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
		設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 5,000万円 1企業限度額 あわせて1億円	1.5% 保証付 (責任共有1.4%)	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。) 運転資金 5年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	

別表 1

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
事業活性化支援資金	(新分野進出支援融資) 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの 1 他の業種に転換しようとするもの 2 品種転換をしようとするもの 3 経営を多角化しようとするもの 4 営業譲受等により事業の拡大及び再構築を図ろうとするもの 5 デザイン及び新技術・新製品等の研究開発並びに企業化等を図ろうとするもので、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書、中小企業団体中央会、県の試験研究指導機関等の意見書及びやまなし産業支援機構の債務保証に基づく必要な資金とする。	設備資金 8,000万円 運転資金 3,000万円 1企業限度額 あわせて8,000万円	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協
			設備資金 運転資金 ただし、成長分野に關係する事業にあっては商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて1億円	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協
			設備資金 (土地取得費を含む) ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 5億円	0.8% 保証付 (責任共有0.7%)	設備資金 10年以内 (3年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (3年以内の据置を含む。)	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協
特定産業振興資金	特定の産業の育成及び振興を図り、事業活動の活性化を図る。 (医療機器関連産業支援融資) 医療機器・介護機器関連分野に關係する製品（関連する部品を含む）の研究開発、製造又は販路開拓を行うもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて1億円	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協
			設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて1億円	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協
			設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて1億円	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協

別表 1

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
経営安定資金	(経済変動対策融資) 法第2条第1項に規定する中小企業者であつて、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの 運賃倒産防止関係 取引先企業の倒産等により連鎖倒産のおそれのあるもの		運転資金	運転資金 8,000万円	償還期間 5年以内 の場合 1.6% 保証付 (責任共有1.5%、 全部保証1.3%) 償還期間 5年超 10年以内の場合 1.8% 保証付 (責任共有1.7%、 全部保証1.5%)	運転資金 10年以内 (1年内の据置 を含む。)	金融機関又は保証 協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協 会の保証をつけ る。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 J A 山梨信連 各農協
	不況業種対策関係 次のいずれかに該当するもの 1 法第2条第5項第5号の規定に基づく指定業種に属するもので、最近3か月間の受注量又は売上高が対前年同期比で5%以上減少している中小企業者又は組合 2 法第2条第5項第5号の規定に基づく指定業種に属するもので、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工費を含む。)の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っている中小企業者又は組合		運転資金 5,000万円	償還期間 5年以内 の場合 1.4% 保証付 (責任共有1.3%、 全部保証1.1%) 償還期間 5年超 10年以内の場合 1.6% 保証付 (責任共有1.5%、 全部保証1.3%)	運転資金 10年以内 (1年内の据置 を含む。)			
	経営安定化特別関係 経済的環境等の変化により一時的に売上の減少による業況悪化等をきたしている中小企業者で、別に定める要件を満たすもの		運転資金	運転資金 2,000万円	1.7% 保証付 (責任共有1.6%)	運転資金 10年以内 (1年内の据置 を含む。)		
	経営環境変動対策関係 次のいずれかに該当するもの 1 最近3か月間の受注量又は売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの 2 原油・原材料高により、最近3か月間の売上高に対する売上原価若しくは販売費及び一般管理費の割合が前年同期に比べ増加しているもの		運転資金	運転資金 5,000万円	償還期間 5年以内 の場合 1.6% 保証付 (責任共有1.5%、 全部保証1.3%) 償還期間 5年超 10年以内の場合 1.8% 保証付 (責任共有1.7%、 全部保証1.5%)	運転資金 10年以内 (1年内の据置 を含む。)		

別表 1

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
経営安定資金	経済危機・災害復旧関係 次のいづれかに該当するもの 1 法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年以上継続して事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれるもの 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けたもの 3 大規模な経済危機又は災害等により、法第2条第6項で定める特例中小企業者として認定を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 1企業限度額 あわせて5,000万円 ただし、融資対象の1から3のうち、複数に該当する場合は、該当する数を限度額に乘じた額を限度額とする。	全部保証1.4%	設備資金 10年以内 (1年以内(融資対象の3にあっては2年以内)の据置を含む。) 運転資金 10年以内 (1年以内(融資対象の3にあっては2年以内)の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
			設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 1企業限度額 あわせて3,000万円	全部保証1.4%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)			
			設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 1企業限度額 あわせて5,000万円	責任共有2.1%	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。) 運転資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)			
	(経営再生支援融資) 山梨県中小企業活性化協議会又はやまなし企業支援ネットワークの経営サポート会議の支援を受けて経営改善計画を策定したもの、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金	設備資金 1億円 運転資金 1億円 1企業限度額 あわせて1億円	責任共有1.6% 全部保証1.6%	設備資金 10年以内 (5年以内の据置を含む。) 運転資金 10年以内 (5年以内の据置を含む。)	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	
	(新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資) 次のいづれかに該当するもの 1 法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること 2 法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること 3 次の①又は② i から vi のいづれかに該当すること ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること 4 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと	設備資金 運転資金	設備資金 1億円 運転資金 1億円 1企業限度額 あわせて1億円	責任共有1.6% 全部保証1.6%	設備資金 10年以内 (5年以内の据置を含む。) 運転資金 10年以内 (5年以内の据置を含む。)	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 JA山梨信連 各農協	

別表 1

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
環境等対策資金	ひとに優しい環境づくりを推進するとともに、雇用の確保対策を講じる中小企業者を支援し、雇用促進を図る。	法第2条第1項に規定する中小企業者で、次に掲げる融資の対象となるもの						
		(環境対策融資) 別に定める要件を満たすもの	設備資金 ただし、商工会議所・商工会等の診査書等に基づく必要な資金とする。	設備資金 5,000万円	1.9% 保証付 (責任共有1.8%)	設備資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 J A山梨信連 各農協
		山小屋等トイレ整備関係	設備資金	設備資金 5,000万円		設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)	必要に応じ保証協会の保証をつける。	
		産業廃棄物処理対策関係	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2億円 運転資金 2,000万円 1企業限度額 あわせて2億円		設備資金 10年以内 (2年以内の据置を含む。)		
		脱炭素枠 次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの 1 代替フロン、脱フロンのための設備整備を行うもの 2 EV、FCV、低排出ガス車に認定された自動車を購入するもの 3 省エネルギー、再生可能エネルギーに資する施設又は設備の整備を行うもの	設備資金	設備資金 5,000万円 (融資対象の3にあつては1億円)	1.6% 保証付 (責任共有1.5%)	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む。)		
		水素エネルギー・システム活用枠 水素エネルギー・システムを活用した施設・設備の整備を行うもので、別に定める条件を満たすもの		設備資金 1億円	0.8% 保証付 (責任共有0.7%)			
		(福祉のまちづくり推進融資) 福祉のまちづくりを推進するもので別に定める要件を満たすもの	設備資金 ただし、事業計画の確認に基づく必要な資金とする。	設備資金 3,000万円	1.9% 保証付 (責任共有1.8%)	設備資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 J A山梨信連 各農協

但し、事業者選択型経営者保証非提供制度により経営者保証を非提供とする場合の申込人資格要件等は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。